

平成26年度後期授業料免除について

このことについて、授業料免除を希望する者は、下記により手続きを行って下さい。

なお、書類不備や受付期間外の場合は受け付けませんので、必要書類等は充分確認の上、提出期間内の早期に手続きを行って下さい。（受付時の書類不備が大変多いので、必ず願書の内容を熟読して提出してください。）

記

1. 出願資格

経済的理由により授業料納付が困難で、かつ学業成績が優秀と認められる者で、学部生においては留年していない者。

2. 願書等の交付

平成26年7月23日（水）～

交付場所：医学部学務課医学科教務学生係

3. 受付期間及び受付時間

平成26年9月4日（木）・5日（金）

9：30～11：30 13：30～16：00

★期限後は一切受け付けません。（やむを得ない事情で受付期間に提出できない場合は、必ず事前に教務学生係に申し出てください。）

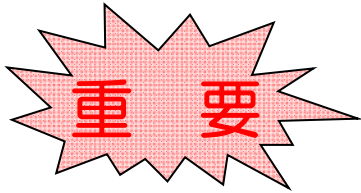
4. 免除結果通知（予定）

12月中旬頃郵送予定

5. その他の注意事項

不明な点がある場合は、医学部学務課医学科教務学生係へ問い合わせして下さい。（Tel 382-5205又は内線5206）

平成26年7月16日



前期分申請者の後期分の申請について

平成26年度前期に授業料免除申請をした方で、後期分申請時に家族構成、就学状況、家計状況等に変化がなく、前期の状況が継続している場合は、「後期分継続申請者用」の申請書により申請することができます。この場合、改めて一般の申請書、必要書類を提出する必要はありません。

○後期に前期申請時から住所、家族構成、就学状況、家計状況等に変化があった方及び前期申請しなかった方

→ **新規申請してください。**(申請書類は茶色の封筒入りのもの)

○前期申請した方で、後期も住所、家族構成、就学状況、家計状況等に変化がない方

→ **継続申請してください。**(申請書類はA4用紙1枚のみ)

※結果通知用の82円切手は必要です。忘れず持参してください。

申請書類は部数に限りがあるので、一人につきどちらか1部しか配付しません。

事前に新規申請か継続申請か家族等に確認した上で、書類を取りに来てください。

どちらで申請すればいいのか不明な場合は奨学支援グループに相談してください。

※下記のうち、前期申請時以降、一つでも該当するものがあれば継続申請できません。

□世帯の構成・状況の変化

(具体例)

- 世帯人数、同居・別居の状態
- 障害者・長期療養者等の有無
- 家計支持者の単身赴任等の開始又は終了
- 就学者状況（入学、退学、卒業等） など

□収入の状況の変化

(具体例)

- 本人及び同一世帯員（就職、転職、退職、雇用形態等）の収入額の増減
- 年金、雇用保険、生活保護手当、児童福祉手当等の支給状況
- 臨時的所得（退職金、生命保険等）の発生
- 奨学金の受給開始又は終了（私費留学生、独立生計者のみ） など

[注意]

- 継続申請を行った場合、後期は前期分の書類を利用しますが、再度選考しますので、前期と同じ結果になるとは限りません。
- 前期申請時と状況が変わっているにもかかわらず、継続申請したことが判明した場合、免除を取り消すことがあります。